

**令和 8 年度 産業集積地形成促進事業 委託業務
企画提案募集要領**

本公募は、令和 8 年度沖縄県当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、県議会において当初予算案が否決、若しくは修正された場合、または国交付金の交付決定がなされない場合、若しくは減額された場合にあつては、契約の一部または全部を締結できないことがありますので、あらかじめご留意願います。

また、委託契約の締結にあつては、企画提案の内容について、内閣府による事前確認が必要となる場合がありますので、併せてご留意願います。

1 募集の趣旨

臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積に向けた市町村等による産業用地整備を促進するため、関係自治体等と連携し、産業用地整備検討状況などの現状整理や、各用地の特性に応じた企業誘致コンセプト等の調整等を実施する。

2 事業概要

- (1) 市町村整備用地の特性等を踏まえた誘致コンセプトの整理
- (2) 用地整備気運醸成に向けた取組
- (3) 効果的な関係機関との連携手法等の実証
- (4) 県と市町村が連携した産業用地整備に向けた可能性調査
- (5) その他（市町村等による産業用地整備を促進するための取組、調査の実施）

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく、沖縄県の指名停止を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 特区制度に関連する施策をはじめ当該事業の遂行に必要な知識を十分に備えているとともに、事業を的確に遂行するに足る実務能力、組織、人員等を有していること。
- (5) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 県内事情に精通し、業務の遂行にあつては必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は次のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)から(4)の要件を満たす者であること
 - ウ 共同企業体を構成する事業者の代表者は、応募資格(5)から(7)の要件を満たす者であること

4 委託業務の内容及び提案内容の要件

別添「令和8年度 産業集積地形成促進事業 委託業務 企画提案仕様書」を参照すること。

5 応募書類

(1) 提出書類

- ① 応募申請書 …………… 【様式1】
- ② 企画提案書（概要）…………… 【様式2】
- ③ 会社概要表 …………… 【様式3】
- ④ 添付資料（コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること）
 - ア 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
 - イ 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
 - ウ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
 - エ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）
 - オ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類
 - カ 以下の沖縄県の認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料
 - A) 所得向上応援企業認証制度
 - B) 経営革新計画認証制度
 - C) 人材育成企業認証制度
 - D) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - E) パートナリシップ構築宣言企業
- ⑤ 積算書 …………… 【様式4】
 - ・提案にあたっては、総額7,813千円（税込）を上限として事業費を積算すること。
 - ・積算書の費目については、以下の内容で提出すること。なお単価、回数、人数等の積算根拠・内訳をできるだけ明確にすること

ア 直接人件費

※参考（沖縄県見積基準日額）

統括担当者 49,900 円、専門員A 36,500 円、研究員B 27,900 円

イ 直接経費（旅費、会場使用料、印刷製本費等）

ウ 一般管理費（直接人件費と直接経費の合計から再委託に要した費用を除いた額の 100 分の 10 以内とすること）

エ 消費税相当額（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること）

- | | | |
|-----------------------------|-------|---------|
| ⑥ 実施体制 | | 【様式 5】 |
| ⑦ 委託事業のスケジュール表 | | 【様式 6】 |
| ⑧ 実績書 | | 【様式 7】 |
| ⑨ 誓約書 | | 【様式 8】 |
| ⑩ 企画提案書（A 4 横版、両面印刷、30 頁以内） | | 【様式なし】 |
| ⑪ （共同企業体の場合） 共同企業体協定書 | | 【別添ひな形】 |

(2) 提出方法

応募申請書等は、次により持参又は郵送により提出すること。なお郵送の場合は提出期限内に到着すること。

- ① 提出期限：令和 8 年 3 月 19 日（金）12 時（期限厳守）
- ② 提出場所：沖縄県商工労働部 企業立地推進課（担当：眞喜志）
住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
TEL：098-866-2770 FAX：098-866-2846
- ③ 提出部数：一式 10 部（クリップ留め） ※ステープル、ファイル綴り不要
※押印が必要な様式は、原本を 1 部、残りはコピーで良い。
※書類の作成・提出等、応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

6 応募に係る質問

委託業務等に関して疑義がある場合には、質問票【様式 9】を記入し、電子メールにより提出すること。

- ① 提出期限：令和 8 年 3 月 9 日（月）12 時（期限厳守）
- ② 提出先：沖縄県商工労働部 企業立地推進課（担当：眞喜志）
E-mail：makishms@pref.okinawa.lg.jp
- ③ 質問に対する回答：企業立地推進課ホームページへ掲載する。

7 審査

(1) 選定委員会実施予定日

令和 8 年 4 月 7 日（火）予定

(2) 審査方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する選定委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査（1次審査）を行う。
- ③ 1次審査を合格した事業者を対象に、必要に応じてプレゼンテーションによる審査（2次審査）を行う。なお、選定委員会は、書面開催とする場合がある。
※プレゼンテーションの詳細（会場及び割当て時間等）は、提案者あて別途連絡する。（令和8年3月23日(月) 予定）
※プレゼンテーションは、「5 応募書類（1）提出書類」により提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ④ 選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- ⑤ 提案内容について、県が求める基準に達していないと判断した場合、「該当者なし」とする場合がある。

(3) 審査基準

選定委員会は、審査にあたっては、事業の目的と成果指標を実現できるかという観点に基づき、以下の事項等について評価する。

- ① 事業の目的、課題等を十分に理解し、委託提案仕様書を踏まえた提案内容となっているか。
- ② 委託業務で実施する産業用地の確保・整備に向けた市町村、関係機関等との調整、気運醸成の取組、新たな産業用地情報を収集する仕組みづくり等のイメージを具体的かつ明確に有しており、効果が見込まれる提案内容となっているか。
- ③ 事業の企画・運営・調整（関係機関等との調整含む）等、事業全般の管理運営について、予算や期限を遵守し、計画を確実に履行できる運営体制か。
- ④ 提案内容、運営体制等を総合的に評価した場合、確実に実行できる計画となっており、特区制度を促進することが十分見込めるか。
- ⑤ 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。
 - a) 所得向上応援企業認証制度
 - b) 経営革新計画認証制度
 - c) 人材育成企業認証制度
 - d) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - e) パートナリシップ構築宣言企業

(4) 審査結果

- ① 審査の経過、評価の内容については公表しない。
- ② 応募申請書を提出した者に対して文書で通知する。

8 委託契約について

- (1) 「7 審査」において選定委員会が第1位に選定した者（以下「委託先候補者」という。）と委託内容について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 委託候補者が辞退した場合、又は県との協議が整わなかった場合は、次順位の提案者を委託候補者とする。
- (3) 共同企業体の場合、代表する事業者と契約を締結する。
- (4) 共同企業体の場合は、各構成員の役割と責任を定めた協定を構成員間で締結し、その協定書を県との契約書に添付しなければならない。この場合の協定書に含むべき内容は、県が定める。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (6) 支払いについては原則精算払いとする。ただし、特に必要と認められる場合は、一定の金額を概算払いすることができる。
- (7) 「沖縄県随意契約ガイドライン」の規定に基づき、「契約の相手方」、「契約金額」等を公表する。

9 その他留意事項について

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費、プレゼンテーションへの出席に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。

(参考) 沖縄県財務規則第 101 条

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。